

① 妊娠・出産・子育てに関するもの

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
健康センター	不妊治療費助成事業	・不妊治療にかかる指定医療機関で受けた採卵準備のための投薬開始から、体外受精及び顕微授精に至る治療の過程に要した費用の一部を助成するもの。 ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療に要した費用の一部を助成するもの。	・対象となる特定不妊治療費用に対して1回の治療につき15万円までとし、助成回数は治療開始時の妻の年齢による。(富山県の不妊治療費助成を受けたときは、給付を受けた額を対象費用から差し引く) ・特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成する。(富山県の男性不妊治療費助成を受けたときは、給付を受けた額を対象費用から差し引く)	(1)富山県知事が指定する医療機関において不妊治療を受けている者 (2)体外受精又は顕微授精以外に妊娠が望めないと主治医が判断している (3)夫婦間の妊娠を目的とし、配偶者以外から精子又は卵子の提供を受けない者 (4)夫婦の両方又はいずれか一方が市内に1年以上居住していること又は1年以上居住見込みであること (5)富山県の不妊治療費助成の決定を受けている者 (6)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1393556423.html	砺波市不妊治療費助成事業実施要綱
健康センター	不育症治療費助成事業	・不育症の検査や治療に要した費用の一部を助成するもの。	・不育症の診断に係る検査(医療保険適用のみ) ・不育症と診断された方が妊娠した際に行われたヘパリンを主とした治療(医療保険適用のみ) ・1回の治療につき30万円まで助成する。 *「1回の治療」とは、不育症の診断に係る検査から、1回の妊娠を経てヘパリンを主とした治療に至る過程であり、医師の認めたもの。検査から相当の期間妊娠に至らない場合、医師の判断において検査のみを1回の治療とすることは差し支えない。 *食事療養費、文書料、差額ベット代など検査や治療に直接関係しない費用は除く。また、その他の助成金がある場合は、その金額を除く。	(1)不育症の検査や治療を受けている夫婦の両方又はいずれか一方が市内に住所を有し、かつ1年以上居住していること又は1年以上居住見込みであること (2)夫婦及び同一世帯家族に市税等の滞納がないこと (3)医療保険に加入している夫婦	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1393556423.html	砺波市不育症治療費助成事業実施要綱
こども課	子育て支援医療費の助成	市内に住所を有する児童等が医療を受ける場合、その保護者に対し子どもの医療に係る医療費の一部を助成するもの。	保険診療分の自己負担額(食事療養費等を除く)	中学校卒業までの者(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300941296.html	砺波市子育て支援医療費の助成に関する条例
こども課	三世代子育て応援給付金(三世代同居推進事業)	三世代同居(近居)の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	給付の回数に関係なく子ども1人当たり最大10万円 入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円 2年以上3年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり6万円 1年以上2年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり2万円	出生後6か月から4月1日時点で満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者 (1)市内に住所を有する者 (2)これまでに保育所等を利用していない者(広域入所での利用を除く) (3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者 (4)三世代家庭に属している者 (5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1430400772.html	砺波市三世代子育て応援給付金交付要綱
こども課	児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給するもの。 (目的:家庭等における生活の安全に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。)	(1)3歳未満1万5千円/月 (2)3歳以上小学校修了1万円/月(第3子以降は1万5千円/月) (3)中学生1万円/月 所得制限限度額以上5千円/月	中学校卒業までの者(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	有	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1432604631.html	児童手当法 砺波市児童手当事務処理規則
こども課	となみっ子子育て応援給付金(三世代同居推進事業)	子育て支援サービスに使用できる市内のみで使えるクーポンを配付するもの。	(1)第1・2子は1万円分 (2)第3子以降は3万円分	次の条件の子どもをもつ保護者 (1)三世代同居(近居)をしている者 (2)3歳未満の児童 (3)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1429866914.html	砺波市三世代家庭「となみっ子子育て応援給付金」交付事業実施要綱
こども課	とやまっ子子育て応援券	県と市町村で、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用ができる金券「とやまっ子子育て応援券」を配付するもの。	(1)第1子は1万円分 (2)第2子は2万円分 (3)第3子以降は3万円分	3歳未満の児童に配付	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1306460591.html	とやまっ子子育て支援サービス普及促進事業実施要綱
こども課	妊産婦医療費の助成	市内に住所を有する妊産婦のうち、特定の疾病の診断を受けた者が医療を受ける場合、その医療に係る医療費の一部を助成するもの。	対象疾病にかかる保険診療分の自己負担額(食事療養費等を除く)	市内に住所を有する妊産婦のうち、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産のいずれかの疾病の診断のあった者	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1300941380.html	砺波市妊産婦医療費の助成に関する条例
こども課	未熟児養育医療給付	市内に住所を有する乳児のうち、出生時体重が2,000グラム以下又は身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、医師が入院療育を必要と認めた場合、その医療にかかる医療費の一部を助成するもの。	指定養育医療機関で行う未熟児の治療のうち、保険適用分の自己負担額(食事療養費を含む)	(1)出生体重が2,000g以下の未熟児 (2)医師が必要と認めた場合 指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めて、医師の診断を受けた者	なし	http://www.city.tonami.toyama.jp/service/1460699724.html	砺波市母子保健法施行細則
こども課	遺児福祉金	遺児の福祉の増進を図ることを目的に、遺児の保護者に対し遺児福祉金を支給するもの。	(1)疾病等により父母と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額2万5千円 (2)疾病等により父母の一方と死別し、又はこれに準ずる境遇にあると市長が認めた児童 年額1万3千円	遺児の保護者(親権者、後見人その他これらに準ずる者であって遺児を現に監護する者)	なし		砺波市遺児福祉金支給条例
こども課	ひとり親家庭等の医療費助成	保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成するもの。	医療費自己負担金を助成	市内に住所がある者で (1)ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2)父母が死亡する等で児童を養育する養育者及び児童	有	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1457916319.html	砺波市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例
こども課	ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実とともに児童の健全な育成を図ることを目的に、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を助成するもの。	放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料を全額助成	市内に住所があるひとり親家庭(母子家庭、父子家庭及び養育者家庭)の者のうち、児童扶養手当を受給している者(全部支給停止の方は除く。)	有	http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1432874609.html	砺波市ひとり親家庭子育てサポート事業利用料助成実施要綱